

東海旅客鉄道株式会社戦傷病者乗車券引換規則の一部改正（旅行取止証明書の様式変更に伴う改正）

現行	改正
<p>(前略)</p> <p>(旅行を取りやめた場合の取扱方)</p> <p>第 16 条 戦傷病者乗車券類引換証によって引き換えた乗車券類を所持する戦傷病者及びその介護者は、旅客規則所定の旅客運賃・料金の払いもどしを伴う旅行の取りやめをするときは、その乗車券類を、旅客規則第 271 条、同第 272 条及び同第 273 条の規定による払いもどしについては、その乗車券類を引き換えた駅（第 4 条但書の規定により乗車券類の引換をした場合は、もよりの駅）に、その他のものについては、旅客規則所定の駅に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により戦傷病者及び介護者が旅行の取りやめをした場合で、その払いもどしが旅客規則第 271 条、同第 272 条及び同第 273 条に該当するとき又は旅客規則第 282 条の規定により列車の運行不能等により発駅までの無賃送還を受けたとき（当該券片を使用して途中下車していたときを除く。）は、戦傷病者は、戦傷病者乗車券類引換証の再交付を受けるに必要な旅行取止証明書の交付を請求することができる。</p> <p>(注) 旅行取止証明書の様式は、次のとおりである。</p>	<p>(前略)</p> <p>(旅行を取りやめた場合の取扱方)</p> <p>第 16 条 戦傷病者乗車券類引換証によって引き換えた乗車券類を所持する戦傷病者及びその介護者は、旅客規則所定の旅客運賃・料金の払いもどしを伴う旅行の取りやめをするときは、その乗車券類を、旅客規則第 271 条、同第 272 条及び同第 273 条の規定による払いもどしについては、その乗車券類を引き換えた駅（第 4 条但書の規定により乗車券類の引換をした場合は、もよりの駅）に、その他のものについては、旅客規則所定の駅に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により戦傷病者及び介護者が旅行の取りやめをした場合で、その払いもどしが旅客規則第 271 条、同第 272 条及び同第 273 条に該当するとき又は旅客規則第 282 条の規定により列車の運行不能等により発駅までの無賃送還を受けたとき（当該券片を使用して途中下車していたときを除く。）は、戦傷病者は、戦傷病者乗車券類引換証の再交付を受けるに必要な旅行取止証明書の交付を請求することができる。</p> <p>(注) 旅行取止証明書の様式は、次のとおりである。</p>

現行

旅行取止証明書

右の者は旅行を取り止めたことを証明する。

平成 年 月 日

旅客鉄道株式会社

乗車券類		戦傷病者		
乗車券 番号	発行年月日	区 間	戦傷病者 番号	氏名
			第 号	生年月日
		駅 から	現住所	年月日
			駅 まで	

駅長 ㊟

改正

旅行取止証明書

右の者は旅行を取り止めたことを証明する。

年 月 日

旅客鉄道株式会社

乗車券類		戦傷病者		
乗車券 番号	発行年月日	区 間	戦傷病者 番号	氏名
			第 号	生年月日
		駅 から	現住所	年月日
			駅 まで	

駅長 ㊟

3 第1項の規定により戦傷病者及びその介護者が旅行の取りやめをした場合においては、旅行規則所定の手数料は、戦傷病者又はその介護者が支払わなければならない。

(以下略)

3 第1項の規定により戦傷病者及びその介護者が旅行の取りやめをした場合においては、旅行規則所定の手数料は、戦傷病者又はその介護者が支払わなければならない。

(以下略)

附則

この通達は、平成30年3月17日から施行する。